二　後写鏡及び後方等確認装置（自動車の外側線付近及び後方の状況の画像を撮影し、運転者席において確認できる位置に備えられた当該画像を表示する装置をいう。第四十四条において同じ。）その自動車の最外側から二百五十ミリメートル未満（その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車に備える場合にあつては、その被牽引自動車の最外側から二百五十ミリメートル以下）、その自動車の高さから二百ミリメートル未満

三　側方衝突警報装置　その自動車の最外側から百ミリメートル以下

四　自動車の周囲の状況の検知又は監視を行い、運転者に対し当該状況に係る情報の提供又は当該自動車の制御を行う装置その他の告示で定める装置　告示で定める突出量

（電気装置）

第十七条の二　（略）

2・3　（略）

4　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）の電気装置は、当該装置に組み込まれたプログラム等を確実に改変できるものとして、機能及び性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

5・6　（略）

（車枠及び車体）

第十八条　（略）

2　自動車（次の各号に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

一　（略）

二　貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量三・五トンを超えるもの

三　前二号の自動車の形状に類する自動車として告示で定めるもの

四～十　（略）

3　自動車（次の各号に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

一　専ら乗用の用に供する自動車であつて次に掲げるもの

イ　乗車定員十人以上の自動車

ロ　乗車定員十人未満の自動車であつて車両総重量三・五トンを超えるもの

（削る）

二　貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量二・五トンを超えるもの

三　前二号の自動車の形状に類する自動車として告示で定めるもの

四～九　（略）

4　自動車（次の各号に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

一　（略）

二　側方衝突警報装置

（電気装置）

第十七条の二　（略）

2・3　（略）

4　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）の電気装置は、当該装置に組み込まれたプログラム等を確実に改変できるものとして、機能及び性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

5・6　（略）

（車枠及び車体）

第十八条　（略）

2　自動車（次の各号に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

一　（略）

二　前号の自動車の形状に類する自動車

三　貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量二・八トンを超えるもの

四　前号の自動車の形状に類する自動車

五～十一　（略）

3　自動車（次の各号に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

一　専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以上のもの

（新設）

二　前号の自動車の形状に類する自動車

三　車両総重量二・五トンを超える自動車

四　前号の自動車の形状に類する自動車

五～十　（略）

4　座席の地上面からの高さが七百ミリメートル以下の自動車（次の各号に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接するものの乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

一　（略）